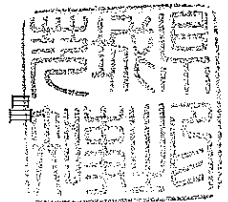


環 政 第 6 7 1 号
平成 1 4 年 7 月 1 2 日

経済産業大臣 平沼 赳夫 殿

茨城県知事 橋 本



住友金属鹿島火力発電所環境影響評価準備書に対する知事意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 2 0 条第 1 項の規定に基づく意見について、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 1 3 の規定により提出します。

なお、電気事業法第 4 6 条の 1 4 の規定に基づき特定事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますようよろしくお願いします。

なお、環境影響評価法第 2 0 条第 2 項の規定に基づき提出された鹿嶋市長及び鹿島郡神栖町長の意見については、別紙写しのとおりです。

記

1 総括的事項

環境影響評価制度は、事業者が住民や地方自治体などから意見を聞き、それを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度であり、幅広く理解を求め有益な意見を得るなどのためには、準備書等の内容をわかりやすくする必要があります。

しかしながら本準備書は、環境保全に関する基本方針を明記するなどのわかりやすさに努めた箇所も見受けられるものの、全体としては専門的な内容が多く、かつ膨大な図書であることから、わかりにくい構成及び内容となっている。

従って、評価書を作成するにあたっては、以下の点などに配慮し、わかりやすい内容にする必要がある。

(1) 構成

評価書を本編と資料編とに分け、難解な計算式や膨大なデータなどは資料編にまとめるとともに、本編については住民等にも理解できるような記述に努める必要がある。

(2) 予測の記載

予測の手法のうち、大気環境・水環境の定量的な計算を行うものについては、その計算条件の考え方がわかりにくいことから、本編では以下の記述をする必要がある。

ア 計算の前提条件としての排出諸元等の考え方

イ 拡散式やパラメータについては選定した根拠

ウ 計算の結果が不確実性の高いものについては、過小評価とならないなど予測結果の信頼性についての説明

(3) 評価の記載

準備書(評価書)の中で最も重要な項目であるため、すべての評価項目(特に大気質)について、評価をするにあたっての根拠となる以下の事項を簡潔にまとめて記載する必要がある。

なお、評価をするうえで基準がないため比較することができない生物などの評価については、その評価をするに至る考え方を論理的に記載する必要がある。

ア 環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、低減されていることがわかるよう環境保全措置の内容とその考え方

イ 環境保全の基準又は目標値

ウ 予測値と当該基準又は目標値との比較

(4) 環境保全措置の検討の経過の記載

環境保全措置を講じたものについては、その検討の経過を記載する必要がある。特に以下の項目について、当該保全措置を採用するに至った複数の案の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討の結果を具体的に記載する必要がある。

- ・ばい煙対策
- ・粉じん、騒音対策としてのマウンドの設置
- ・一般排水の総合排水処理設備
- ・海生生物の付着防止対策
- ・生態系の保全対策(ヒバリ)としての送電線地下埋設
- ・温室効果ガス対策としての燃焼効率改善策

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 既設設備の環境対策

対象事業から排出されるばい煙量の増加分については、住友金属工業株式会社鹿島製鉄所(以下「鹿島製鉄所」という。)の既設設備に新たに環境設備を設置する対策を講じることにより、鹿島製鉄所全体のばい煙量を

増加させない計画であるが、当該対策の内容を具体的に記述する必要がある。

イ 石炭灰についての評価

石炭灰は粒径が小さく軽いため、飛散しやすいという特性があることから、飛散防止対策の内容を具体的に記述するとともに、必要に応じて予測評価を行う必要がある。

ウ 重金属等の微量物質の監視

ばい煙中に含まれる重金属等の微量物質については、予測結果を検証するため、運転開始後に監視を行う必要がある。

(2) 水質

ア 排出濃度の低減

石炭を燃料とする火力発電所の廃ガス洗浄施設の排水基準は、冷却水との合流後の地点で適用になるため、規制値を下回る計画であるが、排水処理施設からの排出濃度の設定にあたっては、事業者自ら定めた評価の手法である「実施可能な範囲内で低減されていること」の視点から検討し、必要があれば排出濃度の低減を図る必要がある。

特に、放水口前面海域は化学的酸素要求量についての環境基準を達成していないことに留意するとともに、排水処理施設についてその性能を適正に評価する必要がある。

(3) 動植物

ア フジナデシコの移植

対象事業地内に茨城県版レッドデータブックにおいて危急種に指定されたフジナデシコの生育が確認され、その生育地が消滅するため、株の移植及び播種などの保存策を講じることとしているが、その方法については、専門家の指導を受けるなど慎重に実施する必要がある。

イ 温排水の監視

温排水の拡散範囲の拡大及び冷却水の取放水の影響により、海生生物への影響も懸念されることから、運転開始後において海生生物の監視を適切に実施し、必要に応じて所要の対策を講じる必要がある。

(4) 生態系

ア ヒバリの予測評価

ヒバリを典型性対象種として選定し、評価を行っているが、送電線の敷設工事に伴う騒音、振動がヒバリの営巣などに影響を与えるおそれがあることから予測・評価をする必要がある。

(5) 廃棄物等

ア 廃棄物等の処理処分

大量に発生する石炭灰や石膏等についてはセメントなどへの有効利用を図り、その他の廃棄物については適正に処分する計画であるが、万一予定した有効利用や処分が不可能になった場合でも、適正に対処できるよう検討しておく必要がある。

(6) 温室効果ガス

ア 二酸化炭素の排出抑制

石炭火力発電所は二酸化炭素を多量に排出することから、事業活動を展開するにあたっては、鹿島製鉄所と併せて省エネルギー対策を一層推進すること等により、二酸化炭素の排出抑制に努める必要がある。

(7) 緑化

ア 動物の生息場所の創出等

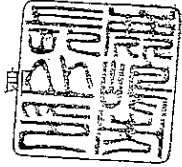
粉じん対策や騒音対策として約10mのマウンドを築く計画であるが、当該マウンドを含め発電所計画地内の緑化については、動物の生息場所の創出や二酸化炭素吸収にも配慮する必要がある。



鹿環第141号
平成14年5月 8日

茨城県知事 橋本 昌 様

鹿嶋市長 内 田 俊 郎



住友金属鹿島火力発電所に係る環境影響評価準備書に対する意見
について（回答）

平成14年3月28日付け環政第253号で照会のあったこのことについて
は、別紙のとおり回答します。



住友金属鹿島火力発電所に係る環境影響評価準備書に対する意見

準備書は、選定した各項目に係わる環境評価を予測し、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国及び茨城県が定めている環境基準等の維持・達成の状況に支障を及ぼすものではなく、本発電所建設計画は適正なものであるとしている。

本市においては、この予測結果に基づき、周辺環境への影響をさらに小さくし、将来の環境保全に支障とならないようにとの見地から、本発電所建設計画の評価項目に対しての意見は、次のとおりです。

記

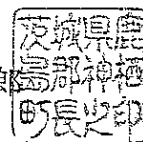
- 1 大気環境については、硫黄酸化物に係る総排出量を設定している地域であることから、施設の運用にあたっては、より一層の低減化を図るため、良質な石炭の使用及びばい煙処理施設の維持管理を適切に行うこと。
- 2 石炭灰の取扱いについては、石炭灰は細かく、軽いという特性があることから乾燥状況により容易に飛散することが考えられるので、予測評価を必要に応じて行うとともに、飛散防止策を明らかにすること。
- 3 温室効果ガス等の対策については、温暖化防止対策への配慮として既設の製鉄所においても、緑化率の増加及び二酸化炭素の排出の抑制に努めること。
- 4 工事の実施に当たっては、粉じん、騒音及び振動の発生により環境保全上支障が生じないように、工事の平準化を図るなど適切な対策を講じること。



環 第 50 号
平成14年 5月 7日

茨城県知事 橋本 昌 様

神栖町長 岡野 敬四郎



住友金属鹿島火力発電所環境影響評価意見について（回答）

平成14年3月28日付け環政253号で照会のあったことについては、下記のとおりです。

記

- 1 貯炭場の粉じん対策として構築するマウンドにおいては、温室効果ガス対策として、又海側からの景観上から植栽について配慮されたい。
- 2 鹿島港内において、ムラサキイガイ等の付着が確認できることから冷却用海水に海生生物付着防止剤を使用しないことを確認されたい。

